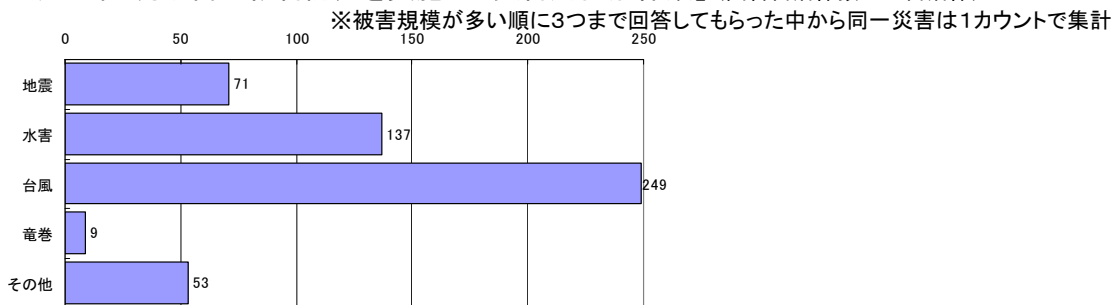


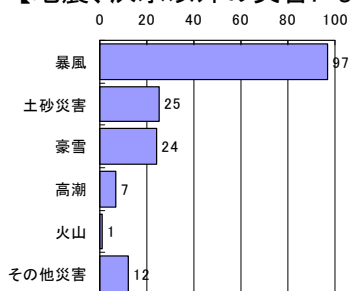
災害に係る住家被害認定基準運用指針の見直しの骨子（案）
参考資料

災害別住家被害認定の実績

【平成13年6月以降に被害認定を実施した災害別自治体数】(回答自治体数: 429自治体)



【地震、洪水以外の災害による被害認定を実施した自治体数】(回答自治体数: 429自治体)



■被災者生活再建支援法の定める自然災害
暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火

被害認定を実施したことのある自治体数の多い、暴風、豪雨、洪水、地震については、少なくとも標準的な調査・判定方法を示すべきではないか。

災害ごとの住家被害の特徴

氾濫／洪水 外力(水圧)による被害例 ①

水圧により建物にずれや傾きが生じている。倒壊している。



災害ごとの住家被害の特徴

氾濫／洪水 外力(水圧)による被害例 ②

水流により地盤が流出したことにより、基礎や柱、床に損傷が生じる



災害ごとの住家被害の特徴

氾濫／洪水 浸水による被害例

構造体の被害は軽微だが、浸水により内壁、床、設備に被害が生じている



基礎内部(床下)に汚泥が入り込み、
補修のため床を壊す必要がある

災害ごとの住家被害の特徴

暴風／突風 外力による被害例



【風圧】

- ・屋根、外壁、建具等の被害が多い
- ・飛散物による被害が生じることが多い。
- ・LOAD PATHは外装材→躯体

(屋根の損傷があった場合など)雨漏り、雨の降り込みにより、浸水被害が発生する可能性がある。

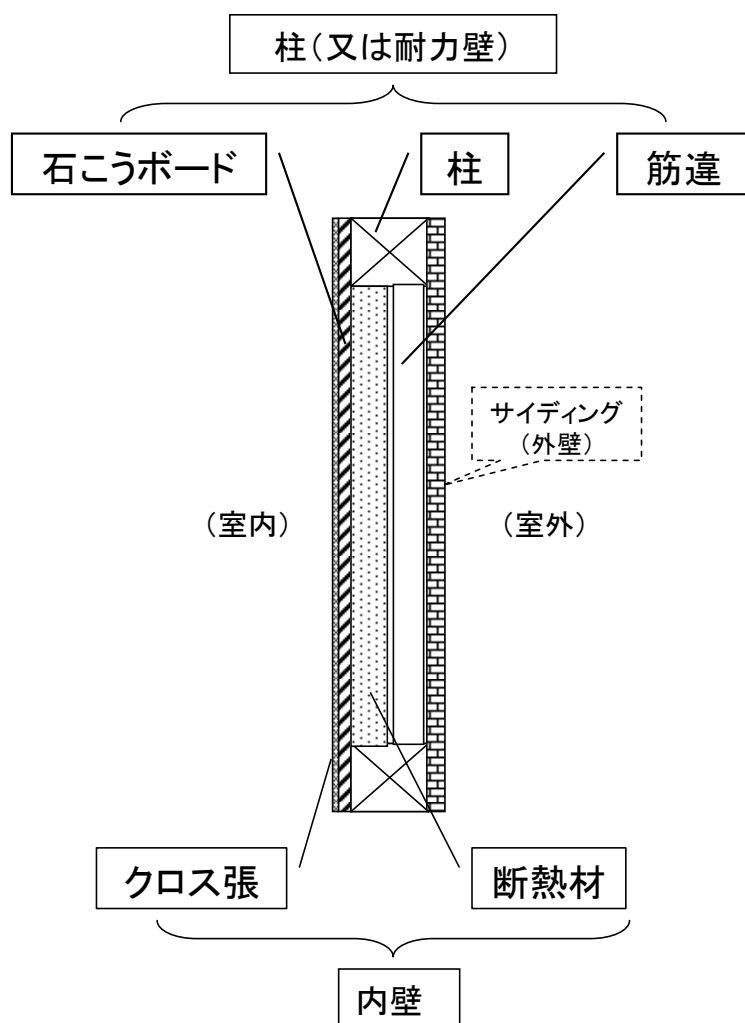
【地盤被害の住家被害認定における反映】

＜地盤被害により基礎が著しく損傷した被害＞

次のような場合には全壊と判定することとする。

<ul style="list-style-type: none">・基礎の一面の全部の倒壊を伴う陥没、隆起、液状化等	<ul style="list-style-type: none">・基礎ぐいを用いた非木造住家であって、傾斜が1/60以上1/30未満、かつ、最大沈下量又は最大露出量が30cm以上
 <p>出典) 佐久間委員提供</p>	 <p>出典) 北陸地方整備局提供</p>  <p>出典) 北陸地方整備局提供</p>

【内壁、耐力壁の範囲（イメージ）】



【基礎の直下の地盤が流出、陥没、液状化等した被害】

(見直し案)

- 直下の地盤が流出、陥没、液状化等した基礎の部分を損傷基礎長として算定し、損害割合に反映できるようにする。



<参考>

$$\text{基礎の損害割合} = \{ (\text{損傷基礎長}) / (\text{外周基礎長}) \} \times 10 \quad (\%)$$

基礎の部位別構成比

【2階建等の住家の1階の損害割合の割増し】

1. 損害割合の割増し

2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）においては、1階（2階に台所、食堂及び居間を有する住家にあっては2階）の損害割合を1.25倍できることとする。なお、割り増した階以外の階の損害割合については、0.5倍することとする。

2. 1階の損害割合を割り増すべき理由

一般的に住宅の1階には、台所、食堂、居間、トイレ、浴室等の各室が存することが多いと考えられ、次のような機能を有していると考えられる。

- ・（台所、食堂、トイレ、浴室）調理、食事、排泄、入浴といった当該住宅の他の室では代替が難しい機能
- ・（居間）食堂とあわせ、家族団らんの場である家の中心としての機能
- ・（1階全体）2階に至るための通路としての機能

これらの機能が相乗的に1階全体の価値を高めていることを踏まえると、単純に全体に占める割合を求めるだけでは、1階の損害割合を捉えきれないと考えられる。

このため、これらの機能を有する1階の損害割合については、割り増して算定することもできることとしたい。

なお、1階以外の階が、上記の機能を有する場合については、当該階の割増しをできることとしたい。

3. 割増率1.25倍の根拠

- ・ 住家全体で判定した場合の損害割合と1階のみで判定した場合の損害割合の平均を当該住家の損害割合とする。
- ・ 部位別構成比の設定に当たって設定した標準的な住宅モデルにおいて、1階の床面積：2階の床面積＝2：1であることから、以下のとおり算定した。

$$\left(\frac{3}{2} + 1 \right) \times \frac{1}{2} = \frac{5}{4} = \underline{\underline{1.25}}$$

1階の床面積比の逆数
特定の階の損害割合を全体の損害割合とするための係数

住家全体
で判定した
損害割合